

山梨県セーリング連盟 会員に関する規程

第1条（目的）

この規程は、山梨県セーリング連盟会則（以下、「会則」という。）第2条第4項の規定に基づき、山梨県セーリング連盟（以下、「連盟」という。）の会員の入会及び退会、並びに会費の納入に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（会員）

次の各号に該当し、連盟会則第4条に定める目的に賛同する者は、連盟の会員となることができる。

- (1) 一般会員 : 本項第2号以降に該当しない者
- (2) 高校生会員 : 高等学校（中等教育学校を含む）に在籍している生徒
- (3) ジュニア会員 : 中学校及び小学校に在籍している生徒、並びに小学校就学前の児童

第3条（入会手続）

連盟の会員になろうとする者は、連盟の加盟団体を通じて、あるいは直接連盟への入会手続を行なわなければならない。

第4条（会費）

会員は毎年、連盟の加盟団体を通じて、あるいは直接連盟に、別に定める会費を納入しなければならない。

第5条（会員の特典）

会員は、次の特典を享受することができる。

- (1) 会員は、連盟が主催、共催する競技会に出場し、国際セーリング連盟及び日本セーリング連盟が制定する競技規則に明記された権利、義務を行使することができる。
- (2) 会員は、連盟が主催、共催する研修会、セミナー、行事等に参加できるほか、別に定める特典を享受できる。
- (3) 会員は、国民体育大会等山梨県代表選手監督選考会に参加することができる。
- (4) 会員は、連盟が行う会員表彰を受けることができる。

第6条（会員の遵守事項）

- (1) 役員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、法令、定款又は諸規程に違反する行為を行ってはならない。
- (2) 役員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、暴力、セクシャル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、ドーピング等薬物乱用、差別、違法賭博、八百長等スポーツ・インテグリティ（スポーツの高潔性）を害する行為を絶対に行ってはならない。

- (3) 役員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、個人の名譽を重んじ、プライバシーに配慮しなければならない。
- (4) 役員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、日常の行動について公私の別を明らかにし、職務やその地位を利用して自己の利益を図ることや斡旋・強要をしてはならない。
- (5) 役員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、補助金、助成金等の経理処理に関し、公益法人会計基準に基づく適正な処理を行い、決して他の目的の流用や不正行為を行ってはならない。
- (6) 役員、連盟会員及びその他連盟の活動に関与する者は、自らの社会的な立場を認識して、常に自らを厳しく律し、連盟の信頼を確保するよう責任ある行動を取らなければならない

第7条（会費の使途）

第4条に定める会費は、毎事業年度における、会則第5条に定める事業のために使用することができる。

第8条（会員資格の一時停止及び除名）

会員が下記各号の事由に該当するときは、理事会の決議により会員資格の一時停止もしくは除名処分をすることができる。

- (1) 違法行為または著しく道義に悖る行為をするなど、連盟の会員として相応しくないと認められるとき。
- (2) 正当な理由なく会費の支払いを滞納し、催告にも応じない場合。
- (3) 連盟の運営を故意に妨害した場合。
- (4) 本規程、その他連盟が定める規則に違反した場合。
- (5) 連盟の名譽、信用を傷つけ、または秩序を乱した場合。
- (6) 入会申込書等の記載項目に虚偽がある場合。

2 会員資格の一時停止もしくは会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機を与えるように努めなければならない。

第8条（会員資格の喪失）

会員は、次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失するものとする。

- (1) 連盟の加盟団体を通じて、又は直接連盟へ退会通知を提出することにより、連盟を退会する場合
- (2) 会員が死亡した場合
- (3) 第7条に定めるところにより、会員が除名された場合

2 前項の場合、既に納入された会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

第9条（規程の改正）

この規程は、必要と認めた場合、理事会の決議により改正することができる。

第10条（補則）

この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の議決を経て別に定めるものとする。

附則

- 1 この規程は、平成28年3月4日より施行する。

山梨県セーリング連盟

会員に関する規程第4条（会費）に定める会費規程

1 会費金額

団体会費	年間 10,000円
------	------------

	会員種別	連盟会費	JSAF会費	保険料	合計
個人会員	一般会員	2,500円	6,500円	1,850円	10,850円
	高校生会員	1,500円	2,000円	1,850円	5,350円
	ジュニア会員	1,500円	1,500円	1,850円	4,850円

賛助会員	金額に定めを設けない。
------	-------------

- 2 加盟団体及び個人会員は毎年、連盟の加盟団体を通じて、あるいは直接連盟に、第1号に定める会費を納入しなければならない。
- 3 年度途中の入会・退会に係る会費の取扱い
年度の途中で入会・退会した場合、会費の日割り計算は行わない。
一旦納入した会費は、いかなる理由があっても返金しない。